

入札説明書（令和 8 年 7 月 17 日公告分）

1 入札に付する事項

(1) 調達役務

令和 8 年度 昭和区区民まつり会場設営委託

(2) 調達役務の内容等

別添仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 11 月 16 日まで

(4) 履行場所

別添仕様書による。

(5) 入札方法

入札は、総額で行うものとし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 令和 7 年度及び令和 8 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「業務委託」、申請業種「催事等の企画・運営」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(3) に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(3) に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）、商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成 17 年法律第 40 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告に係る入札に参加しようとしなない者であること。ただし、物品の納入、製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合にあっては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公告に係る入札に参加することができる。
- (7) 本公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がない者であること。
- (8) 本公告の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
- (9) 過去 7 年間（令和元年度～令和 7 年度）の名古屋市の区民まつりにおいて、屋外会場の設営の契約実績がある業者。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

場所 〒466-8585

名古屋市昭和区阿由知通 3-19

昭和区役所区政部地域力推進課

（昭和区役所 3 階）

電話 052-735-3822

- (2) 入札書の提出

持参により提出すること。入札の参加者は、入札書(様式 1)に必要な事項を記入し、記名押印(あらかじめ名古屋市に届け出た使用印鑑に限る。)のうえ、下記に示した日時及び場所において、入札担当職員の指示に従い入札箱に投入すること。なお、郵便または電信による入札は認めない。

- (3) 開札

開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において行うものとし、当該入札者は、その開札に立ち会うこと。ただし、やむを得ない理由により入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない実行委員会事務局職員が立ち会うものとする。

(4) 入札及び開札の日時・場所

日時 令和 8 年 8 月 4 日（火）午後 2 時 00 分

場所 〒466-8585

名古屋市昭和区阿由知通 3 -19

昭和区役所 6 階 第 4 会議室

電話 052-735-3822（昭和区役所地域力推進課）

4 入札に当たっての注意事項

(1) 入札書は、かい書で記入すること。なお、金額については、アラビア数字を用いてその数字の直前に「¥」又は「金」を記入すること。

(2) 入札書の提出は、入札書提出締切日時までに完了すること。

(3) いったん提出された入札書は、差替え、引換え又は撤回をすることができない。

(4) 開札をした場合において、各人の入札のうちに予定価格の制限範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、再度入札は原則として 2 回を限度とする。

(5) 代理人によって入札しようとする者は、委任状を提出すること。ただし、名義人及び使用印鑑が名古屋市に登録されたものと一致する入札書を持参した者は名義人本人とみなすので、この場合、委任状の提出は不要。

5 入札の無効

(1) 競争入札参加資格を有しない者のした入札

(2) 記名押印のない入札又は記入事項を判読できない入札

(3) 入札事項を記入せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(4) 自己がした、または他人の代理人としてしたにかかわらず、同一の名をもってした 2 通以上の入札

(5) 委任状を提出していない代理人のした入札

(6) 金額を改ざんし、又は訂正した入札

(7) その他入札の条件に違反した入札

6 再度の入札等

- (1)開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
- (2)再度入札は、原則として、2回(初度入札を含め3回)を限度とする。
- (3)初度入札又は再度入札に参加しなかった者及び当該入札が無効とされた者は再度入札又は再々度入札に参加することができない。

7 くじによる落札者の決定

- (1)落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者がくじを引いて、落札者を決定する。
- (2)当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、この者に代わって、当該入札事務に関係のない実行委員会事務局職員がくじを引く。

8 本説明書に対する質問

(1) 質問方法

質問は、電子メールにより行うこと。

電子メールアドレス showamachi@showa.city.nagoya.lg.jp

(2) 質問期限

令和 8 年 7 月 24 日 (金) 午後 5 時 00 分

(3) 質問に対する回答

電子メールにより回答し、名古屋市公式ウェブサイトには回答を掲載する。併せて仕様の補足等が示されることもあるので、入札書の提出前に必ず確認すること。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金の納付義務

入札保証金は免除する。契約保証金は名古屋市契約規則（昭和 39 年名古屋市規則第 17 号）第 31 条の規定に該当する場合に、免除することとする。

(3) 契約書の作成の要否

要

(4) 予定価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分

総額で定める。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の入札を行った者のうち、最低価格提示者（以下「落札候補者」という。）から順に資格審査を行った上で、後日落札決定する。

(7) 確認申請書等の提出方法、提出期間

落札候補者となった者は、確認申請書等を電子メールまたは持参により提出すること。

提出期間

落札候補者決定通知日の翌日から起算して 2 日（名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第 36 号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日を除く。）以内の午後 5 時 00 分まで

(8) 確認申請書等の提出にあたっての注意事項

ア 確認申請書等は下記に掲げる書類をいう。

(ア) 競争入札参加資格確認申請書（様式 2）

(イ) 履行実績調書（様式 3）

イ 確認申請書等の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された確認申請書等は返却しない。

エ 提出期限後は提出された確認申請書等の差替え又は再提出は認めない。ただし、契約担当課が競争入札参加資格の確認のため必要と認め、補正等の指示を行った場合を除く。

オ 確認申請書等に関し、説明等を求められた場合は、その求めに応じなければならない。

(9) 契約書の作成

ア 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保管する。

イ 昭和区区民まつり実行委員会（以下、「実行委員会」という。）及び契約の相手方が共に契約書に記名押印をしなければ、本契約は確定しないものとする。

(10) 契約代金の支払方法

ア 契約の相手方は、代金の支払請求については、実行委員会が定める要件を満たす請求書を使用して行わなければならない。請求書の記載方法については、実行委員会の担当者の指示に従うものとする。

(11) 無資格理由の説明

競争入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 2 日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に

規定する休日を除く。)以内に、入札参加無資格理由について、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

(12) 入札の延期又は中止

公正な入札の執行のため必要があると認めるときは入札を延期又は中止することがある。

(13) その他

本説明書に係る調達においては、本説明書において定めるほか、別添「名古屋市競争入札参加者手引」に定めるところによるものとする。